平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件 平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件 平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件 平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件 平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件 平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件 平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件 平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件 平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件 平成28年(ワ)第456号 川内原発差止等請求事件 平成29年(ワ)第402号 川内原発差止等請求事件 平成30年(ワ)第562号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面64

―北海道胆振東部地震をふまえると地震動審査ガイドの規定の修正を要する―

同

2019 (平成31) 年2月22日

鹿児島地方裁判所民事部第1部合議係 御中

白

鳥

1 平成30年北海道胆振東部地震のMwは6.6であったこと

2018年9月6日、北海道胆振地方を中心として広範囲に被害を及ぼした地震が発生した。この地震は、深さ37kmを震源とする地震であり、既存の断層である石狩低地東縁断層帯ではない断層が震源となったと、政府の地震調査委員会は見解を公表した(甲A229号証・「石狩低地」ではない断層=胆振東部地震の震源―政府調査委)。この地震の最大震度は7であり、Mjは6.7であるところ、この地震のモーメントマグニチュードMwは6.6であったとされている(甲A230号証・平成30年北海道胆振東部地震の評価7頁図中の記載参照)。胆振東部地震のような強い地震は日本のどこにでも起こる可能性がある(甲A231号証・震源深く揺れ広範囲)

2 地震動審査ガイドの規定の修正の必要性

地震動審査ガイドでは、Mw 6.5未満の地震は、「地表地震断層が出現しない可能性のある地震」であり、断層破壊領域が地震発生層の内部に留まり、国内においてどこでも発生すると考えられる地震だとされ、Mw 6.5以上の地震は、「事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」であり、震源断層がほぼ地震発生層の厚さ全体に広がっているものの、地表地震断層としてその全容を表すまでには至っていない地震だとされている。

今回の胆振東部地震がMw 6.6 だとすると、この地震の断層破壊領域は地震発生層の内部に留まっている地震であるから、上記の分類には合致しない。したがって、今回の胆振東部地震は、地震動審査ガイドの「震源を特定せず策定する地震動」に関する上記の分類に修正を迫るものとなっている。

3 被告九州電力に対する求釈明

(1) 1項にて前述したとおり、胆振東部地震の最大震度は震度7であり、Mwは6.6 である。また、追分観測点 HKD127 (Kik-net) では南北成分1004 ガル、上下成分1591 ガル、3成分合成値1796 ガルという大きな地震動が観測され、IBUH01 追分観測点で、南北成分で1316 ガル、東西成分で929 ガル、上下成分で1060 ガル、3成分合成値で1505 ガルという大きな地震動が観測された(甲A232号証・最大加速度リスト参照)。

また、加速度応答スペクトルは、IBUH01 追分観測点で周期 0.5 秒付近で 6000 ガルほど (水平方向) に達しており、この地震の地震動の特徴としては、原発で問題となる短周期地震動が大きいことである (甲A 2 3 3 号証・応答スペクトル図参照)。

以上のとおり、地震の断層破壊領域は地震発生層の内部に留まっている地震であるにもかかわらず上記のように大きな地震動が発生した地震である。

(2) そこで、胆振東部地震につきはぎとり解析が実施されるなどして川内原発の震源を特定せず策定する地震動が改定される予定の有無及びその理由を明らかにされるよう、被告九州電力に求釈明する。